△招　集

川越地区消防組合告示第八号

令和六年川越地区消防組合議会第四回定例会を次のとおり招集する。

令和六年九月二十五日

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

一　日　時　令和六年十月二日　午後一時

二　場　所　川越地区消防局　三階講堂

△会　期　一　日　間

令和六年十月二日

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

為水順二議員

小峯松治議員

を指名する。

三、日程第五については、令和六年三月二十六日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第四回定例会を閉会する。

△議事日程

令和六年十月二日　午後一時開議

日程第一　会期決定について

日程第二　議案提出書の公表について

日程第三　地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四　会議録署名議員指名について

日程第五　監査結果の報告について

日程第六　消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

日程第七　議案第一二号　令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八　議案第一三号　川越地区消防組合条例の形式を左横書きに改める条例を定めることについて

日程第九　議案第一四号　令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

△議場に出席した議員（一三人）

第一番　為水順二　議員　第二番　小峯松治　議員

第三番　矢内秀憲　議員　第四番　小ノ澤哲也　議員

第五番　牛窪喜史　議員　第六番　村山博紀　議員

第七番　栗原瑞治　議員　第八番　吉敷賢一郎　議員

第九番　中村文明　議員　第一〇番　小高浩行　議員

第一一番　小林薫　議員　第一二番　柿田有一　議員

第一三番　片野広隆　議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者　川合善明

副管理者　飯島和夫

〃　栗原薫

会計管理者　嶋崎鉄也

消防局長　浅見篤

次長　武笠浩

〃　大谷清秋

川越北消防署長　竹内　太
川越中央消防署長　神山玲之
川越西消防署長　長澤俊幸
川島消防署長　木村　寛
予防課長　杉浦力也
警防課長　水村泰之
救急課長　本澤　哲
指揮統制課長　小久保和徳
新消防庁舎建設準備室長　山本雄一
監査委員　佐藤　明
〃　小林　薫

△議場に出席した職員

書記長　黒澤博行
書記　田中尚
〃　原田剛
〃　竹田陸人

△開　会（午後一時十三分）

○小ノ澤哲也議長　出席議員が定足数に達しておりますので、令和六年川越地区消防組合議会第四回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第　一　会期決定について

○小ノ澤哲也議長　直ちに会議を開きます。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第四回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本組合議会第四回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第　二　議案提出書の公表について

○小ノ澤哲也議長　日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（原田　剛書記　朗読）

川消総発第三九〇号
令和六年十月二日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

議案の提出について（通知）

令和六年本組合議会第四回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一　令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
二　川越地区消防組合条例の形式を左横書きに改める条例を定めることについて
三　令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

○小ノ澤哲也議長　以上で公表を終わります。

△日程第　三　地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小ノ澤哲也議長　日程第三、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきました

ので御了承願います。
なお、管理者より落合昭仁総務課長は本日病気のため欠席する旨の通知がありましたので、報告いたします。

川消議会発第三四号
令和六年九月二十五日
川越地区消防組合管理者　川　合　善　明　様

川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也

出　席　要　求　書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、十月二日午後一時開会の川越地区消防組合議会第四回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第三七四号
令和六年十月二日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

出　席　通　知　書

要求により、令和六年本組合議会第四回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者　川　合　善　明
副管理者　飯　島　和　夫
〃　栗　原　　薫
会計管理者　嶋　崎　鉄　也
消防局長　浅　見　篤
次長　武　笠　　浩
〃　大　谷　清　秋
川越北消防署長　竹　内　　太
川越中央消防署長　神　山　玲　之
川越西消防署長　長　澤　俊　幸
川島消防署長　木　村　　寛
総務課長　落　合　昭　仁
予防課長　杉　浦　力　也
警防課長　水　村　泰　之
救急課長　本　澤　　哲
指揮統制課長　小久保　和　徳
新消防庁舎建設準備室長　山　本　雄　一

川消議会発第三四号
令和六年九月二十五日
川越地区消防組合監査委員　様

川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也

出　席　要　求　書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、十月二日午後一時開会の川越地区消防組合議会第四回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消監収第二一号
令和六年十月二日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様

川越地区消防組合監査委員

出　席　通　知　書

要求により、令和六年川越地区消防組合議会第四回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

記

川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
〃　　小　林　　薫

△日程第　四　会議録署名議員指名について
○小ノ澤哲也議長　日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。
会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、
爲　水　順　二　議員
小　峯　松　治　議員
を指名いたします。

△日程第　五　監査結果の報告について
○小ノ澤哲也議長　日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。
監査委員より、令和六年三月二十六日以降本日までに八件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第四二号
令和六年三月二十六日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫
出納検査の結果について（報告）
地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第五号
令和六年四月二十三日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫
出納検査の結果について（報告）
地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第七号
令和六年五月二十三日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫
出納検査の結果について（報告）
地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度出納整理期間（四月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第八号
令和六年五月二十三日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　　小　林　　薫
出納検査の結果について（報告）
地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度四月分例月出

納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一〇号
令和六年六月二十四日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和五年度出納整理期間（五月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一一号
令和六年六月二十四日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一三号
令和六年七月二十三日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一八号
令和六年八月二十三日
川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様
川越地区消防組合監査委員　佐　藤　　明
同　小　林　　薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第　六　消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○小ノ澤哲也議長　日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、令和六年三月二十五日開会の第一回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長　消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和六年三月二十五日開会の第一回定例会において地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設

等に関することについてを審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

九月二十六日の会議では、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、建設工事の進捗状況について及び建設スケジュールについてを単独議題とし、理事者より資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。次に、新消防指令センターの整備についてを議題とし、理事者より資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、引き続き庁舎等新築工事や雨水貯留槽設置工事が行われ、今後訓練塔新築工事等も予定されており、その工事手法等について調査する必要があることから、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査といたしたい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和六年十月二日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長　柿　田　有　一

川越地区消防組合議会議長　小ノ澤　哲　也　様

○小ノ澤哲也議長　以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長　これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。ー質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。ー討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第　七　議案第一二号　令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

○小ノ澤哲也議長　日程第七、議案第一二号、令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第一二号

令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和六年十月二日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

（嶋崎鉄也会計管理者登壇）

○嶋崎鉄也会計管理者　ただいま上程になりました議案第一二号、令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、令和五年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、二ページをお開きください。

決算額総括表により御説明申し上げます。

予算現額は六十億二千三百七十七万六千円でございます。歳入につきましては、調定額五十五億七千二十九万五千九十四円、収入済額五十五億六千九百九十一万七千九十四円、収入未済額三十七万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は九十二・四七％でございます。歳出につきましては、支出済額五十三億五千三百十三万八千四百一円、翌年度繰越額四億九百九十七万七千八百円、不用額二億六千六十五万九千七百九十九円で、予算現額に対する決算額の割合は八十八・八七％でございます。また、歳入歳出差引残額は二億一千六百七十七万八千六百九十三円でございます。

続きまして、決算の主な内容を御説明申し上げます。

十ページをお開きください。

歳入歳出決算事項別明細書により順次御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金につきましては、収入済額五十億四千六百五十三万一千九百十五円で、消防組合負担金といたしまして川越市、川島町それぞれの共通経費と非常備消防費、水利施設費、公債費及び川越市の消防用地費からなる個々の経費に係る負担金でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料につきましては、収入済額三十八万八千百六十二円で、行政財産使用料でございます。

二項手数料、一目消防手数料につきましては、収入済額四百五十一万百五十円で、危険物製造所等設置許可申請等手数料などでございます。

次に、三款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金につきましては、収入済額はございません。二項財産売払収入、一目物品売払収入につきましては、収入済額百三十万一千五百十円で、不用品売払収入でございます。

次に、四款一項寄附金、十二ページに移りまして、一目消防寄附金につきましては、収入済額はございません。

次に、五款一項一目繰越金につきましては、収入済額八千三百三十四万三千六百八十八円で、前年度剰余金でございます。

次に、六款諸収入、一項一目預金利子につきましては、収入済額はございません。

二項一目受託収入につきましては、収入済額七十二万五千三百七十七円で、川越自警消防費に係る受託収入でございます。三項一目雑入につきましては、収入済額五千五百九十三万五千二百九十二円、収入未済額三十七万八千円で、関越自動車道救急業務支弁金、消防基金支払金収入、高規格救急自動車整備事業費補助金などでございます。収入未済額につきましては、源泉所得税の立替えに係る受託業者からの返還金の滞納によるものでございます。

次に、七款一項組合債、一目消防債につきましては、収入済額三億六千三百九十万円で、常備消防事業債、川越非常備消防事業債、十五ページに移りまして、消防局庁舎建設事業債などでございます。

次に、八款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金につきましては、収入済額一千三百二十八万一千円で、緊急消防援助隊施設整備費補助金でございます。

以上が歳入決算の主な内容でございます。

続きまして、歳出でございます。

十六ページをお開きください。

一款一項一目議会費につきましては、支出済額五百二万二千七十二円で、報酬及び旅費等で、議会事務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費につきましては、支出済額三百十四万四千六百六十三円で、報酬及び報償費等で、一般管理事務に係る経費でございます。二目公平委員会費につきましては、支出済額五万五千二百円で、報酬で、公平委員会事務に係る経費でございます。二項一目監査委員費につきましては、支出済額三十三万九千百六十一円で、報酬及び旅費で、監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項一目常備消防費につきましては、支出済額四十四億六千

六百四十九万二千三百十四円、翌年度繰越額七千三百十五万円で、給料、職員手当等、共済費、その他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

二十四ページをお開きください。

二目常備施設費につきましては、支出済額一億六千六百五万二百二十五円で、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、その他常備施設の事務全般に係る経費でございます。

二十六ページに移りまして、三目消防局庁舎建設事業費につきましては、支出済額二億二千五十七万二千二百円、翌年度繰越額三億三千六百八十二万七千八百円で、消防局庁舎建設事業の庁舎棟等及び造成等に係る経費でございます。二項非常備消防費、一目川越非常備消防費につきましては、支出済額一億四千百三十五万八千百三十円で、報酬、共済費、報償費、備品購入費等で、川越市消防団に係る経費でございます。

二十八ページに移りまして、二目川島非常備消防費につきましては、支出済額四千九百九十三万三千百二十三円で、報酬、共済費、報償費、備品購入費等で、川島町消防団に係る経費でございます。

三十ページに移りまして、三項水利施設費、一目川越水利施設費につきましては、支出済額九千四百五十二万二千二百三十三円で、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、補助及び交付金等で、川越市水利施設の管理及び消防水利の増設に係る経費でございます。

二目川島水利施設費につきましては、支出済額三百二十八万四千百五円で、報償費、負担金、補助及び交付金等で、川島町水利施設の管理及び消防水利の増設に係る経費でございます。

四項自警消防費、三十二ページに移りまして、一目川越自警消防費につきましては、支出済額七十二万五千三百七十七円で、負担金、補助及び交付金等で、川越市自警消防隊に係る経費でございます。

次に、四款一項公債費、一目元金につきましては、支出済額一億九千六百二十一万七千七百八十七円で、組合分元金償還金等でございます。二目利子につきましては、支出済額五百四十二万一千八百十一円で、組合分利子償還金等でございます。

次に、五款一項一目予備費につきましては、支出済額はございません。

以上が歳出決算の主な内容でございます。

なお、三十六ページ以降に記載しております実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました令和五年度川越地区消防組合一般会計決算資料等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

（佐藤　明代表監査委員登壇）

○佐藤　明代表監査委員　令和五年度川越地区消防組合一般会計決算について監査委員を代表して審査結果の概要を御説明申し上げます。

詳細につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

本決算について決算書、決算附属書類等を審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき、適正に作成されておりました。また、その内容についても計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い、おおむね適正に行われておりました。

それでは、一般会計の決算収支の状況について申し上げます。

なお、金額につきましては、千円未満を切り捨てた数値で申し上げますので、御了承願います。

当年度の決算額は、歳入が五十五億六千九百九十一万七千円で、前年度に比べて二・七％増加しております。また、歳出は五十三億五千三百十三万八千円で、前年度に比べて〇・三％増加しております。

次に、歳入決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは、分担金及び負担金で、五十億四千六百五十三万一千円、前年度に比べて四・六％増加しております。また、決算額が前年度より減少した主なものは繰越金で、八千三百

三十四万三千円、前年度に比べて六十三・六％減少しております。

続いて、歳出決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは消防費で、五十一億四千二百九十三万七千円、前年度に比べて〇・七％増加しております。また、決算額が前年度より減少したものは公債費で、二億百六十三万九千円、前年度に比べて一〇・四％減少しております。

令和六年刊行の川越地区消防組合消防年報によると、管内における令和五年中の火災件数は九十七件で、前年より減少しており、救急出場件数は二万千九百十三件、救助出場件数は二百六十四件となっており、いずれも前年より増加しております。近年、自然災害の複雑多様化・激甚化の傾向が顕著であり、さらには、首都直下地震の発生も危惧されていることから、消防に対する期待は高まっているものと考えられます。このような状況において、当年度は多岐にわたる消防活動に的確に対応し、研修等への積極的な派遣等により、組織を支える職員の能力向上に努めるとともに、消防訓練、防火教室等の実施により、地域における消防防災力の向上を促進してきたことについて評価をいたします。

当年度における消防施設等の整備、更新に関しましては、まず、令和八年度の供用開始に向け、新たな消防活動拠点として整備が進められている川越地区消防局・川越北消防署への新庁舎について造成工事等が行われているほか、建築工事に着手したところであります。

その他には、消防署における外壁やトイレの改修、老朽化した防火水槽の撤去等が行われ、また、消防ポンプ自動車、救急自動車等の更新も着実に進められております。消防施設等については、今後も計画的に整備、更新を行っていくとともに、さらなる消防力の向上に努めるよう期待するものであります。

本組合は令和五年四月一日に組合設立五〇周年という大きな節目を迎え、当年度に実施した式典をはじめとした様々な記念事業は、住民とのつながりをより深める機会となったものと思われます。これを契機として、今後も住民に寄り添う身近な消防として、より一層の活躍を期待いたします。

また、人口減少や少子高齢化等により、人的、財政的な資源が限られることが今後見込まれる状況において、引き続き、構成市町及び関係機関と綿密に連携協力を図りながら、川越地区消防組合基本計画・後期基本計画に基づき、消防力の整備、地域における消防防災力の向上及び組織体制の強化を推進することにより、当該計画に掲げた基本理念である「住民が安全・安心を実感できるまち」の実現に向けて、より一層の努力を期待しております。

以上をもちまして令和五年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長　これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。中村文明議員。

（中村文明議員登壇）

○中村文明議員　議長より発言の許可をいただきましたので、通告をしております議案第一二号、令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、何点か質疑を申し上げます。

令和五年度については、新型コロナウイルス感染症が五類へ移行となりましたが、様々に対応も変わってきたのかと思います。変化があった中において、消防局の皆様の御対応にまず感謝を申し上げます。

それでは、質疑をさせていただきます。

まず一点目に、五類に移行となりましたけれども、令和五年度に救急に関して何か変化があったのかをお伺いいたします。

次に、防火に関する講習会を行っているかと思いますけれども、どのような強化を図ったのか、二点目にお伺いをいたします。

三点目に、防火対象物などへの防火管理面や消防設備などの維持管理についての立入検査を行っているかと思いますけれども、実施状況についてお伺いをいたします。

四点目に、令和五年度に発生した防火対象物及び危険物施設の火災件数についてお伺いをいたします。

五点目に、令和二年十一月に無人航空機による情報収集の協力に関する締結をしているかと思いますけれども、ドローンの活用状況について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

六点目、最後になりますけれども、担当地域などを訪問する際に、消防団についての御意見や要望を多く伺う機会がございます。消防団の団員募集についても御苦労があることも意見として伺う機会がございます。そこで、消防団の消防活動について、前年度から見て、何か新たな対策を行ったのかお伺いいたしまして、私からの質疑といたします。

（本澤　哲救急課長登壇）

○本澤　哲救急課長　所管事務について御答弁申し上げます。

令和五年五月八日から新型コロナウイルスが五類感染症へ移行となり、様々な対応について変わってきたのか、救急に何か変化があったかについてでございます。

救急対応につきましては、五類感染症移行後も、引き続き救急隊員の感染防止対策を継続しております。令和五年の救急件数につきましては、二万一千九百十三件で、前年から千三百九十一件の増加でございます。救急搬送者のうち約半数は軽症者であり、この傾向は新型コロナウイルス感染症流行前後で大きな変化はございません。軽症者の年齢別の内訳では、新型コロナウイルス感染症流行後、特に子供の搬送割合が増加しております。五類感染症移行後につきましても、感染防止対策が緩和されたことから、子供の感染症による搬送が増加傾向でございます。

以上でございます。

（杉浦力也予防課長登壇）

○杉浦力也予防課長　所管事務について御答弁申し上げます。

防火に関する講習会について、どのような強化を図ったのかについてでございますが、防火に関する講習会とは、防火管理者として選任されることができる資格を取得するための講習でございます。川越地区消防組合では、令和五年度中に乙種防火管理講習を二回、防火管理再講習を一回開催し、合わせて七十九名の方が受講いたしました。令和六年度から防火管理講習、防火管理再講習の全てを一般財団法人日本防火防災協会に開催依頼し、甲種及び乙種防火管理講習は、三月を除く毎月、防火管理再講習は八月と一月の年二回開催して、多くの方が受講し、資格を有することで防火に関する強化を図っております。

次に、立入検査の対象となる建物及び実施状況についてでございますが、防火対象物とは建築物や工作物など火災予防の対象となるもので、年間で計画を立て防火管理面や消防設備等の維持管理状況について立入検査を実施しております。令和五年度中に実施した立入検査につきましては、川越地区消防組合全体で千四百四十六事業所に対して実施し、六百八十六件の指摘がございました。主な指摘内容につきましては、防火管理者の未選任などの防火管理面や誘導灯の不点灯等の設備の維持管理となっております。

続きまして、危険物施設でございますが、製造所、貯蔵所、取扱所など危険物を保管する倉庫やガソリンスタンド等が該当するもので、年間で計画を立て建物の構造や設備等の維持管理状況について立入検査を実施しております。令和五年度中に実施した立入検査につきましては、危険物施設百四十施設に対して実施し、八十五件の指摘がございました。主な指摘内容につきましては、危険物施設の建物構造の不備や機器等の維持管理などとなっております。

また、審査完成検査については、設置許可申請や変更許可申請、仮使用承認申請など危険物施設を新たに建築等する場合や、設備構造を変更する際の審査が二百十件で、完成検査が九十六件、合わせて三百六件でございます。

次に、令和五年度に発生した防火対象物及び危険物施設の火災件数についてでご

ざいますが、令和五年度の専用住宅を除く防火対象物で発生した火災の件数につきましては、二十四件でございます。内訳は、共同住宅十件、工場四件、複合用途建築物三件、飲食店二件、倉庫、作業場、体育館、販売店、研究所で各一件となっております。また、危険物施設の火災につきましては、発生しておりません。

以上でございます。

（水村泰之警防課長登壇）

○水村泰之警防課長　所管事務について御答弁申し上げます。

ドローンの活用状況についてでございますが、令和二年十一月に組合管内にございます株式会社ジュンテクノサービスと災害時における無人航空機による情報収集活動の協力に関する協定を締結しております。現在までの活用状況でございますが、当組合管内においては大規模な火災、地震、風水害等の災害が発生していないことから、協定による活用実績はございません。しかしながら、ドローンは上空から災害状況を俯瞰的に確認することができる有効な情報収集ツールであると認識しており、近年全国で発生している災害においても、ドローンを有効に活用していることから、当組合においても自主運行できるよう導入に向けて検討しております。

以上でございます。

（武笠　浩次長登壇）

○武笠　浩次長　所管事務について御答弁申し上げます。

消防団の消防活動について、前年度から見て何か新たな対策などを行ったか等についてでございますが、消防団では令和五年度に川越地区消防組合電子申請サービスを使用して、消防団員に消防団活動に関するアンケートを実施し、その結果に基づき今年度から消防団活動等の改善に取り組み、消防団員が活動しやすい環境づくりの構築を図っているところでございます。

以上でございます。

（片野広隆議員登壇）

○片野広隆議員　前議員に引き続き、議案第一二号、令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑を申し上げます。

まず一点目になります。時間外勤務について確認をさせていただきたいと思います。この問題については、過去何度か本会議でも、私が監査をやらせていただいたときにも聞かせていただいているんですが、今回、令和五年度決算ということですので、令和五年度の時間外勤務が多い職員の所属とその業務内容及び時間外勤務削減に向けた改善策については、どのような取組が行われたのかお伺いをいたします。

時間外勤務それぞれ、多いほうから三名ぐらい聞かせていただければと思います。年度の総時間と併せて、時間外が多い職員さん、最大月というんですかね、一か月で最大何時間残業されたことがあるのかを併せて伺わせていただきます。

次に、ハラスメントの相談状況について確認をさせていただきます。

令和五年度におけるハラスメント相談窓口の設置状況、相談件数並びに相談内容、また、相談に対する対応がどのように取られたのかお聞かせください。

続きまして、女性職員の登用状況について伺わせていただきます。

令和五年度における女性消防職員の数、職員数がどういう状況になっているのか。全体に対する比率もお答えいただきたいと思います。あわせて、その女性職員の方で管理職の方がどれぐらいいらっしゃるのか、管理職の中で女性比率がどのような状況になっているのか。

続きまして、女性消防職員の配置状況、どういった勤務状況になっているのかお伺いをいたします。

この件、最後になりますが、女性活躍推進の取組状況について、消防組合としてどのような取組を行っているのかをお伺いをして一回目とさせていただきます。

（武笠　浩次長登壇）

○武笠　浩次長　御答弁申し上げます。

初めに、令和五年度の時間外勤務が多い職員の所属とその業務内容及び時間外勤務削減に向けた改善策でございますが、時間外勤務の最多は総務課企画財政担当の職員で、年度合計六百三十七時間、次いで、総務課職員担当の職員が五百六十四時

間、四百四十六時間と続いております。時間外勤務の要因といたしましては、総務課企画財政担当では、組合設立五〇周年記念事業に関する事務や、ＤＸ推進事業、総務課職員担当では、地方公務員の制度改正による定年年齢引上げ及び会計年度職員の導入に伴い、多くの時間外勤務を要したものです。

時間外勤務削減に向けた改善策につきましては、総務課企画財政担当では、主管していた組合設立五〇周年記念事業が令和五年度で完了しており、令和六年度当初から時間外勤務は減少しております。また、総務課職員担当につきましても、令和五年度に一名増員したことにより、時間外勤務の時間数は令和六年度も減少が見られている状況です。

今後につきましても、引き続き事務事業の見直し、人員配置等、時間外勤務の制限について努めてまいります。

続きまして、令和五年度の時間外勤務が多い職員は、多い順に、企画財政担当の職員で、最も多い月の時間外勤につきましては、十一月で六十九時間、月の時間外勤務が四十時間を超えた月数は八か月でございます。次いで、総務課職員担当の職員で、最も多い月の時間外勤務は、四月で七十八時間、月の時間外勤務が四十五時間を超えた月数は六か月、同じく総務課職員担当の職員で、最も多い月の時間外勤務は、四月で六十六時間、月の時間外勤務が四十五時間を超えた月数は四か月でございます。

月の時間外勤務が四十五時間を超えた月数が六か月を超えている職員がいる状況につきまして、引き続き人員配置や事務事業の見直し、業務配分の適正化を図り、時間外勤務の縮減、適正な執行に努めてまいります。

次に、ハラスメント相談窓口の設置状況でございますが、平成三十年十月一日から総務課に設置しており、相談員につきましては、相談員として必要なスキルを身につけるための研修を受講した職員から男女各一名ずつ以上を指定し、現在も運用しているところでございます。また、外部相談窓口として、消防庁、埼玉県、それぞれに消防職員のハラスメント相談窓口が設置されてございます。

令和五年度の相談件数は五件で、内容といたしましては、全てパワーハラスメントに関する相談でございます。

ハラスメント相談があった際の本組合の対応でございますが、相談を受け付けた後、相談者の同意を得た上で、事案に応じて行為者や周囲の職員などに事実確認のための聞き取り調査を行い、ハラスメントの事実が確認された場合には、行為者に対して改善指導などを行っております。

また、相談者に対しては、調査を行うことによって不利益な取扱いがなされないことを十分に説明するとともに、現状の職場環境を改善するための要望等がある場合には、可能な限りの対策を速やかに講じ、相談者がいち早く安心して業務ができる環境を整備できるよう努めております。

次に、令和六年四月一日時点の女性消防職員の数につきましては、消防吏員数四百三十三名中、二十二名となり、女性消防職員の比率は五・一％でございます。うち管理職の女性職員は三名であり、管理職九十三名中、女性職員の比率は三・二％となっております。

なお、女性消防職員の配置状況につきましては、二十二名中、毎日勤務者は十六名、交代制勤務者は六名であり、交代制勤務者の内訳は、消防隊一名、救急隊二名、指揮隊二名、指令担当一名の配置となっております。

女性活躍推進の取組状況につきましては、女性消防職員の就労施設の整備、育児と仕事の両立を図るための支援制度の周知、交代制勤務への人員配置、女性活躍推進のための研修執行を行っております。

また、女性消防職員の積極的な採用のため、育児休業取得経験者の体験談や子育てにおける休暇制度を採用募集案内に掲載し、組合管内全ての高等学校及び大学に配布する取組を行っております。

以上でございます。

（片野広隆議員登壇）

○片野広隆議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、ハラスメントの相談状況について、相談窓口が内部で一件、外部で二件あって、運用していると。令和五年度については五件で、全てパワーハラスメントに関する相談であると。相談に対しては、当事者に対して改善指導などを行っているという御答弁でした。相談があるということですので、特に職場環境から来るパワーハラスメントなのかなと思いますが、ぜひ快適な職場環境の整備に向けて、今後もきちんと取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、女性職員の登用についても伺いました。比率が五・一％で、管理職が三名、管理職比率が三・二％、それぞれ毎日勤務、交代勤務に就いていらっしゃると。今後も採用について取り組んでいくというお話ですが、先ほどのハラスメントに絡んでくるんですが、女性職員が増えてくればハラスメントの種類もまた変わってくる可能性がありますし、パワーハラスメント以外、セクシャルハラスメントを含めて様々な相談に対応できる状況を整えていただきたいということは、この点については申し上げておきたいと思います。

一回目でお伺いしました時間外勤務ですが、一番多い職員さんが六百三十七時間、二番目が五百六十四時間、続いて四百四十六時間というお答えをいただきました。また、一番多い六百三十七時間の方が、一月で一番多かったのが十一月の六十九時間、二番目に年度で長かった五百六十四時間の方で、一番最大月が四月で七十八時間と、総時間で長い方よりも月で見ると、二番目の方のほうが長くなっているという状況を確認させていただきました。

公務員の公務における超過勤務の上限等については、人事院で規定されていると思います。私の手元の資料だと、平成三十一年二月一日公布、同年四月一日施行の人事院の資料があるんですが、超過勤務命令を行うことができる上限を月四十五時間以下、年三百六十時間以下を原則とすると。ただ、特例的に他律的な業務の比重の高い部署については、月百時間未満、年間七百二十時間以下、ただ、それ以外にも、二か月から六か月平均で八十時間以下、もしくは月四十五時間超が年六か月以内という規定になっていると、担当次長のほうからさらっとお答えをいただいたんですが、消防職員さんの勤務時間や時間外については、川越市の勤務条例規則に準拠していると思うんですが、そちらでも川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第九条の中で、月四十五時間以下、三百六十時間以下と併せて、この他律的な業務について、業務量、業務の実施時期、その他業務の遂行に関する実行を自ら決定することが困難な業務については、先ほど人事院と同じ、百時間未満、一年において七百二十四時間未満、六か月までの平均で八十時間、そして最後に、一年のうち、一月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数については六か月と規定されています。ということは、皆さんは、人事院の勧告にも川越市の準拠する川越市の条例、規則にも違反されているような状況で職員を働かせていたということでよろしいですか。昨年の総務課長であった、今お答えになった次長の隣に座られている大谷次長さんだと思いますが、全て総務課所属の職員さんなんですよね。

あわせて、その超過勤務の理由が五〇周年の業務であったり公務員制度の改正、定年引上げ、会計年度任用職員の導入に伴う業務だということですが、設立五〇周年記念事業は、突然降って湧いて出てくるものではないんですよね。もう二年も三年も前から、何年には五〇周年があると、その準備をしていかなければならないと分かっているはずです。定年年齢の引上げもそうです。いきなり今年決まって来年からという話ではないんですね。

そうしたことを理由に、人事院勧告や条例規則を超えて、職員を働かせる状況が、今回指摘させていただいていますが、これずっとなんですよね。毎回聞くたびに何かしら理由をつけて超過勤務が行われてきているんです。私、監査のとき、武笠次長が監査担当事務でいらっしゃいましたけれども、そのときにも同じ話をさせていただいているんですよ。そのたびに、検討という答弁をいただくんですが、これ何か結論出ますかね。十年近くこの話をさせていただいているんですが、検討結果が出るまで、職員さんはこうした働き方をさせられ続けるんでしょうか。特殊な部署、特殊な担当になった職員さんは、同じような状況で働かなければならない節が続い

ていくのかどうか。今、指摘させていただいた状況を踏まえて、局長に見解を伺わせていただきます。

（浅見　篤消防局長登壇）

○浅見　篤消防局長　御答弁申し上げます。

ただいま御指摘いただきました四十五時間、六か月を超える職員がおるということにつきましては、事実でして、認めております。過度の超過勤務に関しましては、当然に職場的にも健康的にも重要視しなければならないと消防局長として考えております。

今現在、今後の消防体制の在り方について検討しております。その中には、課、または担当の統廃合、分散、新設、そういった部分につきまして検討を重ね、また、そこに配置する職員についても必要な人員数をあてがうということについても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長　暫時休憩いたします。

午後二時十分　休憩

午後二時十三分　再開

○小ノ澤哲也議長　休憩前に引き続き会議を開きます。柿田有一議員。

（柿田有一議員登壇）

○柿田有一議員　前議員に引き続きまして質疑を申し上げます。

私のほうからは、人材育成等に関して少しお聞きをしたいと思うんですが、先ほどの質疑を聞いていましても、技術的なことだけではなくて考え方などを含めて、管理職なども研修がいろいろ見識を高めていただく必要があるんではなかろうかなと思いながら、先ほどの質疑を聞いておりました。

分担金負担金などの使用にも、多数、消防大学校をはじめ研修等の派遣の様子が記載をされておりますし、監査委員の審査意見書の中でも、積極的な研修等への参加などについて言及もありまして、近年の社会状況などに合わせて人材育成は非常に重要だというふうに認識しております。特に、分担金負担金の資料を見ますと、例えばハラスメント相談担当者研修ですとか、あとは、先ほど片野議員から質疑がありましたが、消防大学校女性活躍推進コースのような近年の社会情勢に合った研修なども行われている様子も拝見をしました。なるほどなと思いながら見ておったわけですが、現状、どういうふうに人材育成が行われているのか、各級、長期短期、人数等、どういうふうに研修が行われているのか。消防職、それから救急ではそういったところの要請の仕方も少し異なる形で行われている部分もあると思いますので、まず一回目といたしまして、人材育成の施策の実施状況についてお伺いをしたいと思います。

（武笠　浩次長登壇）

○武笠　浩次長　人材育成の施策の実施状況について御答弁申し上げます。

人材育成の施策の実施状況につきましては、人材育成方針及び職員研修計画に基づき実施しているところです。令和五年度の研修の実施状況といたしましては、長期の研修として、消防大学校に二名、埼玉県消防学校に四十一名、各資格取得・技能講習に十四名、短期の研修として、彩の国さいたま人づくり広域連合の主催する階層別研修に五十四名、合計で百十一名が参加しております。

消防大学校では、各分野の指導者の育成、埼玉県消防学校では初任教育のほか消防実務の各分野の専門職員の育成、資格取得・技能講習では、消防活動上必要となる資格の取得、人づくり広域連合では、職員の階層ごとの必要となる知識、技術の習得など分野ごとに職員に必要となるスキルを身につけさせるために研修を実施しているところでございます。

今後の人材育成に関しましては、今までと同様、職務上必要となる研修を実施するとともに、社会構造等の変化に適切に対応できる職員の育成に努めてまいります。

以上でございます。

（本澤　哲救急課長登壇）

○本澤　哲救急課長　所管事務について御答弁申し上げます。

当組合における救急救命士の養成状況についてでございますが、令和五年度までに川越地区消防組合消防基本計画に基づき、救急救命東京及び九州研修所へ三十九人、埼玉県消防学校救急救命士養成課程二十四人、計六十三人を養成してまいりました。

なお、令和六年八月現在、養成した六十三人のうち三十七人が救急救命士として運用しております。

また、今後の救急救命士新規養成につきましては、川越地区消防組合消防基本計画に基づき、救急救命東京研修所へ二人、埼玉県消防学校救急救命士養成課程へ一人を派遣し、年間三人を養成する計画でございます。

以上でございます。

（柿田有一議員登壇）

○柿田有一議員　それぞれ御答弁をいただきました。研修の状況についてお答えいただきました。救急救命士とそれ以外とで、少し研修の状況などが異なる様子も分かりました。

実際に研修を受けさせるのは、計画に基づいて行うわけですけれども、これを受けさせる側の視点ということで、二回目にちょっと、受けるキャリア形成のサイドで、職員の側から見て、自分のキャリアの中でどういうふうに研修や消防大学校などのキャリアの形成を図っていくかという視点で少し聞いておきたいと思います。といいますのも、近年、地方公務員をはじめ、行政地方自治体の職員等を含めて、中途で退職される方などが結構多いわけですね。地方自治体、それから消防等も含めて職員の確保、それから、その人たちがキャリア形成を図っていって、長くその職務を続けていくということ、それから、仕事の質ということが非常に重要だろうというふうに思います。見通しをもって、そういうところが分かって、その職に合った能力形成が段階に応じて図られないと長く働き続けるのは難しいだろうというふうに考えます。

加えて、先ほども少し触れましたけれども、女性活躍が進んでくるとキャリアの途中で、例えば出産育児等で休みを取らなければいけないというような事情も出てくるのだろうと思うんですね。そうすると、自分のキャリアの中で、どういったときにどういう研修や訓練を受けるのか、それから、社会情勢にあったり最新の情報、知識が研修とマッチするのか。受けた研修がその後、仕事にそのままつながるのか。研修を受けて育児等の休みに長期休むというようなことも起こり得るので、そういった自分の人生設計、ライフデザインを展望しながら見ていかなければいけない。

また、消防大学校などでは、かなり高度な指導者としての役割を求められるような研修もあるということで、どういった形に自分のキャリアを形成していくのかということに関わる部分もあるだろうというふうに思います。

そこで、先ほどの人材育成支援の実施状況を職員のキャリア形成のサイドから見て、どういうふうに行っているのか、救急とそれぞれでお答えいただければと思います。

もう一つ、あわせて、実際に研修を受けるだけではなくて教える側、講師とした派遣も本組合はやっているだろうと思います。一定程度の能力のある方が研修を受けるのではなく教える側、講師としての派遣もされていると思いますが、どういった形で行われているのかお伺いをいたしまして、私の質疑といたします。

（武笠　浩次長登壇）

○武笠　浩次長　職員のキャリアに応じた段階的な研修及び埼玉県消防学校への講師派遣について御答弁申し上げます。

埼玉県消防学校においては、採用後間もない消防吏員全員を対象とした初任教育と、救急隊、救助隊など専門的な分野に進むための教育を受ける専科教育及び特別教育がございます。

専科教育には、救助活動に係る最新の専門的知識、高度な技能及び技術を習得するための救助科や、救急医学に関する基礎知識に基づき、応急処置に必要な専門的技能を習得するための救急科、査察業務に関する専門知識及び技能を習得するため

の予防査察科に加え、指導的な立場になる者を育成するため多種多様な災害現場において、部隊を適切かつ効果的に指揮する技能を習得するための警防科や特殊災害科などがございます。

特別教育としては、消防活動の基本的知識と技術の向上を図る警防活動教育や、消防活動に困難を伴う災害現場において適切、効果的な消防戦術を学ぶ実火災訓練教育などがございます。一方で、消防学校に教官として二年間派遣し、消防職員の教育に携わる職員、各専科教育の期間には、技術支援教官として短期で派遣し、指導に携わる職員もおり、身につけた教育技法を活用し、キャリアアップにつなげているところでございます。

また、少数ではありますが、消防大学校に入校させ、最新の高度な知識や技術を学ばせ、消防の各分野の中枢となる職員の育成を図っているところでございます。

以上でございます。

（本澤　哲救急課長登壇）

○本澤　哲救急課長　所管事務について御答弁申し上げます。

運用する救急救命士の再教育についてでございますが、救急救命士が実施することができる救急救命処置について、その質を確保し、維持向上を図るため、消防庁救急企画室長通知の救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育についての内容に基づき、必要な教育を実施しているところでございます。

再教育内容につきましては、日常的な教育体制として、症例検討会や救急想定訓練等を実施するほか、二年間に四十八時間以上の病院実習を救急ワークステーションとして実施しております。

また、運用する救急救命士のうち、薬剤投与や気管挿管など高度な救急救命処置ができる認定救急救命士に対しては、三年に一回の専門的な教育を実施しております。

以上でございます。

（牛窪喜史議員登壇）

○牛窪喜史議員　議長より発言のお許しをいただきましたので、さきの議員に引き続きまして、議案第一二号、令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑をさせていただきます。

令和五年度は、新型コロナウイルス感染症が令和五年五月から、二類感染症から五類感染症に変更になりました。これに伴い、救急提供体制の変化もあったかと思われます。消防救急隊の皆さんにおかれましては、今まで多数の患者搬送など対応などに御苦労があったかと思います。新型コロナウイルス感染症はなくなったわけではなく、五類移行後も引き続きの対応をよろしくお願いいたします。改めまして、火災や事故などから住民を守っていただき、職員の皆様には感謝申し上げます。

それでは、決算書の中から何点か質問させていただきます。

一点目といたしまして、五〇周年記念事業の推進の成果と住民の参加状況等についてお伺いいたします。

二点目といたしまして、令和五年度の不用額の状況についてお伺いいたします。

三点目といたしまして、令和五年度の公債費の支出が令和四年度より減少した理由についてお伺いいたします。

四点目といたしまして、今後の退職者の動向と退職手当基金の運用方法についてお伺いいたします。

次に、主要な施策の成果に関する説明書の中から何点か質問をさせていただきます。

五点目といたしまして、一一九番通報等に関わる電話通訳業務の委託について、何言語に対応しているのか。また、令和五年度中の件数についても、併せてお伺いいたします。

六点目といたしまして、消防局庁舎整備推進に川越市と道水路の付替交換に伴う払下げとありますが、その概要について説明をお伺いいたします。

七点目といたしまして、消防庁舎建設に係る既存電柱の移設撤去とありますが、移設撤去した電柱の本数と移設撤去費用の負担についてお伺いいたします。

近年、自然災害の複雑・多様化・激甚化が顕著であることから、消防に対する期待が高まっていることが考えられますが、最後の八点目といたしまして、自然災害への取組についてお伺いいたしまして、私の質疑といたします。

（武笠　浩次長登壇）

○武笠　浩次長　所管事務について御答弁申し上げます。

初めに、五〇周年記念事業の推進の成果と住民の参加状況についてでございますが、五〇周年記念事業の推進の成果につきましては、様々な記念事業を通じて、川越市、川島町の地域住民や次世代を担う子供たちの防火・防災意識を高められ、また、消防に対して、より一層の親しみと理解、信頼を得られたものと実感し、基本理念で掲げました「安全・安心が実感できるまち」の実現につなげることができたものと考えております。

次に、主な記念事業の参加状況につきましては、消防署体験見学会は、各署二回ずつ開催し、合計で二百三十九名の方に御参加いただき、六月に開催いたしました消防体験バスツアーでは、延べ八十一名の参加をいただきました。十一月に開催いたしました記念式典及び消防フェスタでは、非公式ではございますが、両日合計で一万四千七百名の方に御来場いただくことができました。

次に、令和五年度の不用額の状況について御答弁申し上げます。

令和五年度決算のうち、不用額は二億六千六十五万九千七百九十九円となっており、主なものといたしましては、消防費の二億四千二百三十八万九千四百九十三円でございます。なお、消防費に占める不用額の主なものは、退職手当が七千七十四万四千九百九十八円、消防庁舎改修が二千六百二十七万六千円、川越市消防団車庫建設が二千五百四十六万三千二百円でございます。

次に、令和五年度の公債費の支出が令和四年度より減少した理由についてでございますが、令和五年度決算に係る公債費については、令和四年度と比較して二千三百四十九万一千二十四円の減額となっており、令和四年度対比、一〇・四％の減となっております。主な内容といたしましては、平成二十九年度に借り入れた元金の償還が終了したことによるものとなっております。

次に、今後の退職者の動向と退職手当基金の運用方法についてでございますが、今後の退職者の動向につきましては、地方公務員制度の改正により、定年年齢が引き上げられたことにより、令和十三年度までの間は、定年退職者は隔年で発生することになりますが、六十歳以後、定年年齢に達するまでの間に退職した場合の退職手当につきましては、定年退職として扱われることから、ある一定数は定年年齢に達する前に退職することを想定し、退職手当基金運用計画において、令和十三年度までの退職者数を四十二人と推計しております。

また、令和六年度から令和二十四年度までの運用計画全体の退職者数は、二百二十一人を見込んでおります。

次に、退職手当基金の運用方法につきましては、退職手当基金運用計画を定めており、令和十五年度以降の大量退職に備え、令和二十四年度までの退職者数及び退職手当の総額を推定し、六十歳以後の退職者数の退職手当の総額が二億六千九百万円に満たない場合には、その残額を積み立てることとし、二億六千九百万円を超える場合には、退職手当基金から不足した額を取り崩すこととしております。

なお、退職者数及び退職手当の額につきましては、過去の退職者の状況を踏まえて推定したものであり、今後実際の退職者の状況を注視し、計画との大きな乖離が生じ、過度な財政負担を強いることがないよう、適宜計画の見直しを実施する予定でございます。

以上でございます。

（小久保和徳指揮統制課長登壇）

○小久保和徳指揮統制課長　所管事務について御答弁申し上げます。

一一九番通報等に係る電話通訳業務委託についてでございますが、この業務は、川越市、川島町に居住、在勤する外国人及び外国人観光客が言語の支障なく迅速かつ的確に一一九番通報を行えるようにするために、十三言語に対応した電話同時通訳サービスを用いた多言語通訳体制を三百六十五日、二十四時間体制で業務委託し

ているものでございます。

なお、令和五年中の対応件数につきましては、救急通報十二件及びその他通報として、問合せ二件、誤報一件の合計十五件でございます。

以上でございます。

（山本雄一新消防庁舎建設準備室長登壇）

○山本雄一新消防庁舎建設準備室長　消防局庁舎整備推進に係る事項について御答弁いたします。

まず、道水路敷地の付替え交換に伴う払下げについてでございますが、新庁舎建設敷地内に存在していた川越市が所有する水路三か所について、川越市と付替え交換協議を行い、当該水路の面積より付替え先の水路面積が小さかったため、その差分を川越市に対しまして、水路払下げ分として支出したものでございます。

次に、電柱の移設撤去についてでございますが、最初に経緯でございますが、新消防庁舎建設工事に支障となる東京電力の電柱を移設撤去したものでございます。撤去等を行った電柱の概要でございますが。庁舎敷地の南西側で、架線のない不要電柱一本を撤去、工事範囲に支障となる電柱を一本移設、街道側で工事範囲に支障となる電柱の三本、こちらの移設を行ったものでございます。

次に、費用の負担についてでございますが、このたびの撤去等工事は、原因者負担として当組合が十割を負担したものでございます。

以上でございます。

（水村泰之警防課長登壇）

○水村泰之警防課長　所管事務について御答弁申し上げます。

自然災害への取組についてでございますが、近年、全国各地で風水害や大地震が頻発しており、当組合管内でも同様の自然災害の発生が危惧されているところでございます。当組合では、自然災害は大規模災害と位置づけており、大規模災害発生時は職員の参集体制などを定めた非常配備体制実施要領及び大規模災害における消防活動を定めた大規模災害活動計画に基づき、対応するよう計画しているところでございます。

また、当組合管内で、大規模な自然災害が発生したと想定し、当組合全庁的な訓練を年二回実施し、大規模災害時の活動能力の向上と改善を図っております。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長　以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。

－これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

△日程第　八　議案第一三号　川越地区消防組合条例の形式を左横書きに改める条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長　日程第八、議案第一三号、川越地区消防組合条例の形式を左横書きに改める条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一三号

川越地区消防組合条例の形式を左横書きに改める条例を定めることについて

川越地区消防組合条例の形式を左横書きに改める条例を次のとおり定める。

令和六年十月二日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明を願います。

（浅見　篤消防局長登壇）

○浅見　篤消防局長　ただいま上程になりました議案第一三号、川越地区消防組合条例の形式を左横書きに改める条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

制定の趣旨でございますが、組合の条例の形式を縦書きから左横書きに改めること、用字及び用語の整理に関する必要なことを定めるため、川越地区消防組合条例の形式を左横書きに改める条例を定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は令和七年一月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長　これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。－これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第　九　議案第一四号　令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

○小ノ澤哲也議長　日程第九、議案第一四号、令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案第一四号

令和六年川越地区消防組合議会第四回定例会会議録

令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千六百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十五億八千九百六十九万一千円とする。

二　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第二条　継続費の変更は、「第二表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第三表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第四条　地方債の変更は、「第四表地方債補正」による。

令和六年十月二日提出

川越地区消防組合管理者　川　合　善　明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明を願います。

（浅見　篤消防局長登壇）

○浅見　篤消防局長　ただいま上程となりました議案第一四号、令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書十四の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千六百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十五億八千九百六十九万一千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、十四の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、継続費の補正は、資材価格の高騰による事業費の増額に伴い、十四の二ページの第二表、継続費補正の金額に変更しようとするものでございます。

第三条、繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を十四の三ページの第三表繰越明許費のとおりに定めようとするものでございます。

第四条、地方債の補正は、消防局庁舎建設事業費の起債限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、十四の三ページの第四表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。

続きまして、別冊の令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書（第一号）により御説明申し上げます。

常備消防費でございます。消防局庁舎建設事業費一千六百万円の増額は、資材価格の高騰による工事請負費の追加により、消防局庁舎建設事業（訓練塔）の増額をしようとするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページの歳入を御覧いただきたいと存じます。

繰越金百三十万円の追加は、前年度剰余金を追加しようとするものでございます。

次に、消防債一千六百万円の増額は、消防局庁舎建設事業債といたしまして、事業費の追加に伴い増額しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、四ページにございます附表一、継続費に関する調書並びに五ページにございます附表二、地方債に関する調書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長　提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長　これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長　御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉　　会

○小ノ澤哲也議長　以上をもって川越地区消防組合議会第四回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後二時四十八分　閉会

△会議の結果

日程第　一　　会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第　二　　議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第　三　地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第　四　会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第　五　監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第　六　消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告どおり継続審査とした。

日程第　七　議案第一二号　令和五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

原案認定

日程第　八　議案第一三号　川越地区消防組合条例の形式を左横書きに改める条例を定めることについて

原案可決

日程第　九　議案第一四号　令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

原案可決